

令和2年度第2回子ども・子育て会議 次第

- と き 令和2年11月17日(火)
午後2時から
- ところ 市民プラザ 第4会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会長、副会長選任
- 5 議 事
 - (1) 上越市子ども・子育て会議について …資料1、資料2
 - (2) 上越市子ども・子育て支援総合計画の概要について …資料3
 - (3) 上越市子ども・子育て支援総合計画事業における令和2年度の取組内容について …資料4
 - (4) その他
- 6 閉 会

【配布資料】

- 委員名簿
- 資料1 上越市子ども・子育て会議について
- 資料2 上越市子ども・子育て会議条例
- 資料3 上越市子ども・子育て支援総合計画の概要について
- 資料4 事業進捗管理表(令和2年度事業計画)

子ども・子育て会議について

1 会議の位置付け

上越市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置。

※「上越市子ども・子育て会議条例」 資料 2 のとおり

2 会議の趣旨・目的

子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「上越市子ども・子育て支援総合計画」等に反映させます。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、上越市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

3 会議の審議事項【子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項（抜粋）】

- ①教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定に関すること。
- ②地域型保育事業（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員の設定に関すること。
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関すること。
- ④子ども・子育て支援施策に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。

【①②の利用定員について】

施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。

4 平成 27 年度～令和元年度の主な審議事項等

- ①子ども・子育て支援総合計画の策定について
- ②子どもの生活実態に関するアンケート調査結果の検討
- ③子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）における個別事業の進捗管理について
- ④認定こども園、保育園の利用定員の確認について
- ⑤子ども・子育て支援事業の個別事業ワークショップ など

5 令和 2 年度の主な審議事項

- 教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の確認について
- 子ども・子育て支援総合計画における個別事業の進捗管理について
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議

○上越市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 1 2 月 2 0 日

条例第 5 4 号

改正 令和 2 年 3 月 2 6 日 条例第 5 号

令和 2 年 3 月 2 6 日 条例第 1 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 上越市子どもの権利に関する条例（平成 2 0 年上越市条例第 4 号）第 1 条に規定する目的の達成のために取り組む施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 2 3 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募に応じた市民

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康子育て部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

1. 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

【全国的な背景】

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にある。また、いじめや虐待など子どもの人権と安全・安心を脅かす事案が発生し、大きな社会問題になっている。

◆これまでの取組（平成 27 年度～令和元年度）

『上越市子ども・子育て支援事業計画』

※根拠法：子ども・子育て支援法

『上越市第 2 期子どもの権利基本計画』

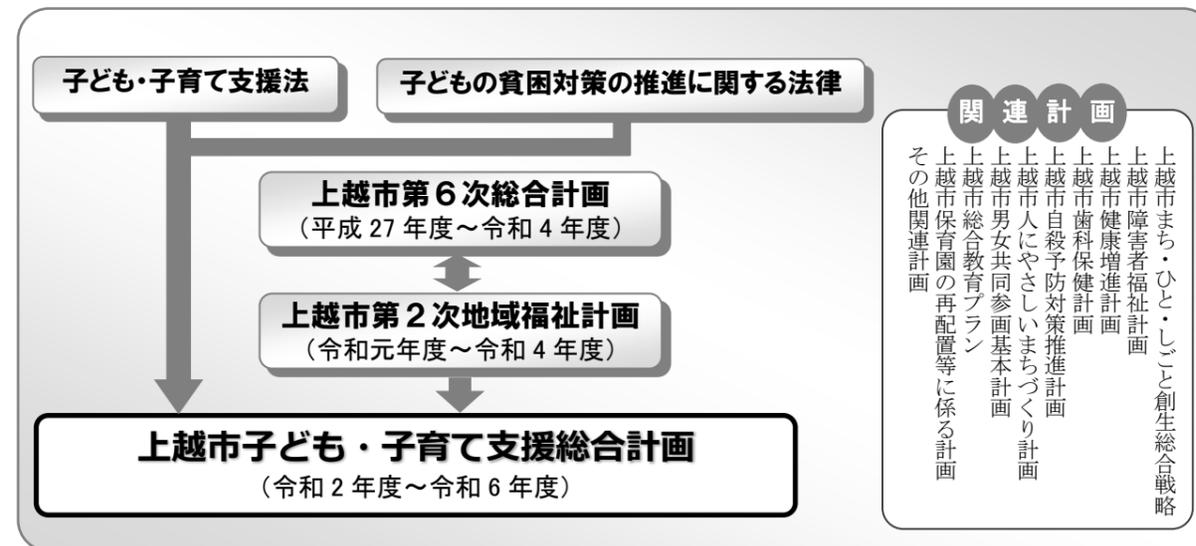
◆これからの取組（令和 2 年度～6 年度）

両計画を一体化し、子どもの貧困対策を包含

『上越市子ども・子育て支援総合計画』

※根拠法：子ども・子育て支援法、
子どもの貧困対策の推進に関する法律

2 計画の法的根拠と位置付け



3 計画の期間

令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間を計画期間とする。

2. これまでの取組

「子ども・子育て支援事業計画」及び「第 2 期子どもの権利基本計画」の計画期間における主な取組

- ▶ 小学校就学前の子ども及び妊産婦医療費の完全無料化、保育料の軽減、奨学金貸付事業の拡充
- ▶ オーレンプラザこどもセンターを新たに設置
- ▶ 市内全ての小学校に放課後児童クラブを開設
- ▶ 子どもの権利学習の実施
- ▶ すこやかなくらし包括支援センターによる子どもの育ちに関するワンストップの相談支援体制の構築
- ▶ 電話相談「子どもほっとライン」の 24 時間・年中無休での開設 など

3. 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来

2 計画の基本目標

基本目標 1

子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

子どもが、自分や他者を大切に思う心を持ち、年齢に応じた社会性を身につけながら、自信と希望を持って生活することが大切です。

市は、子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進するとともに、家庭環境を問わず、全ての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。

また、乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援や養育支援の充実を図ります。

基本目標 2

安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

保護者が、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。

市は、子どもを安心して産み育てられるように、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減及び子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な保育環境の充実と多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。

また、母子保健事業の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。

基本目標 3

地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、家庭・地域・学校等が協力して子どもを育む体制を強化する必要があります。

地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるとともに、地域の中で、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。

基本目標 4

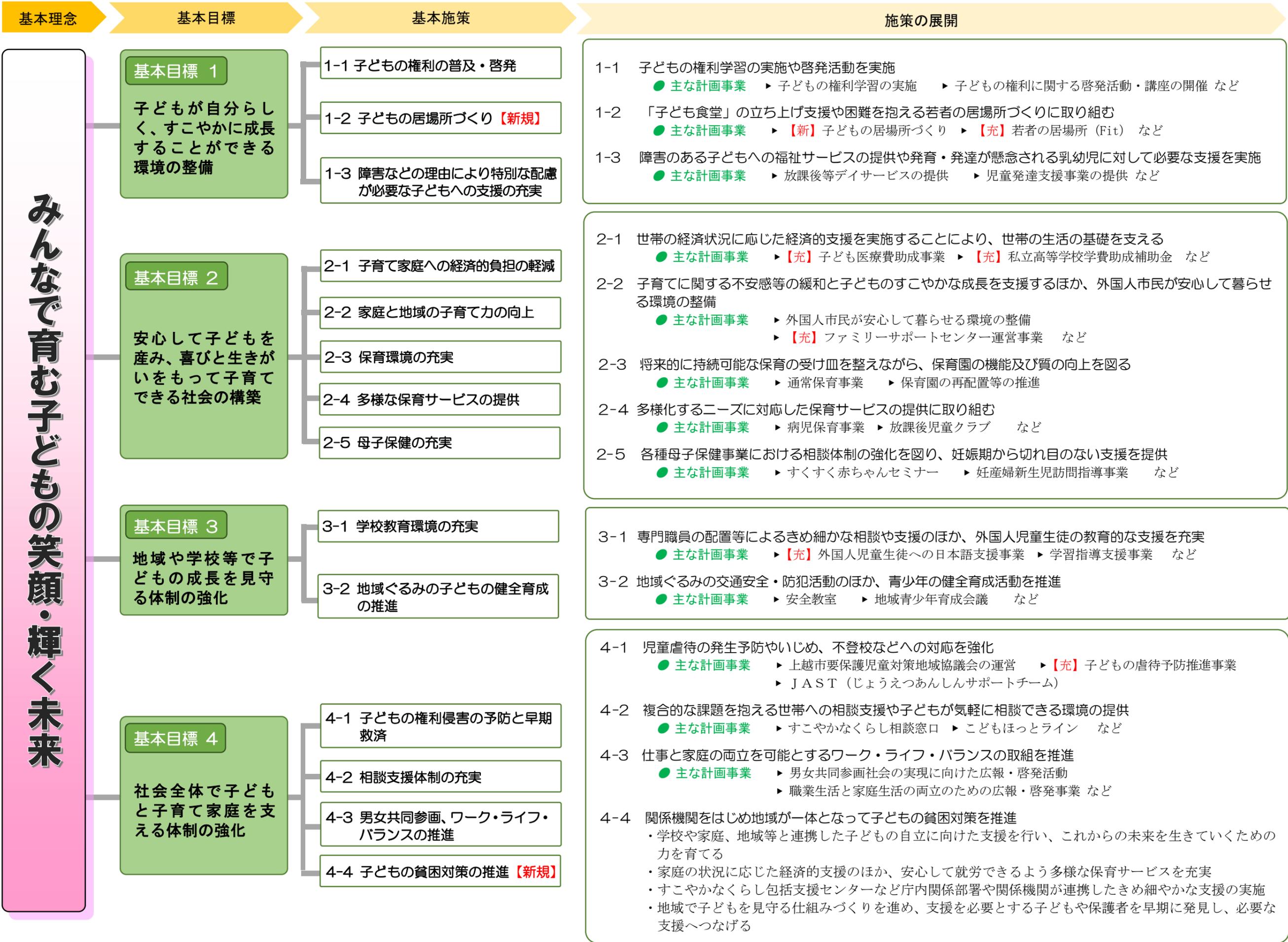
社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。

また、男女を問わず仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。

経済的・家庭的に困難な状況にある子どもや保護者が適切な支援を受けることができるよう、切れ目のない支援の継続と社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく体制を強化します。

4. 基本目標に基づく施策の体系



上越市子ども・子育て支援総合計画

事業進捗管理表

(令和2年度事業計画)

上越市健康子育て部こども課

1 事業進捗管理表について

当市では、令和2年度を計画始期とした「上越市子ども・子育て支援総合計画（以下「計画」）」という。」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。

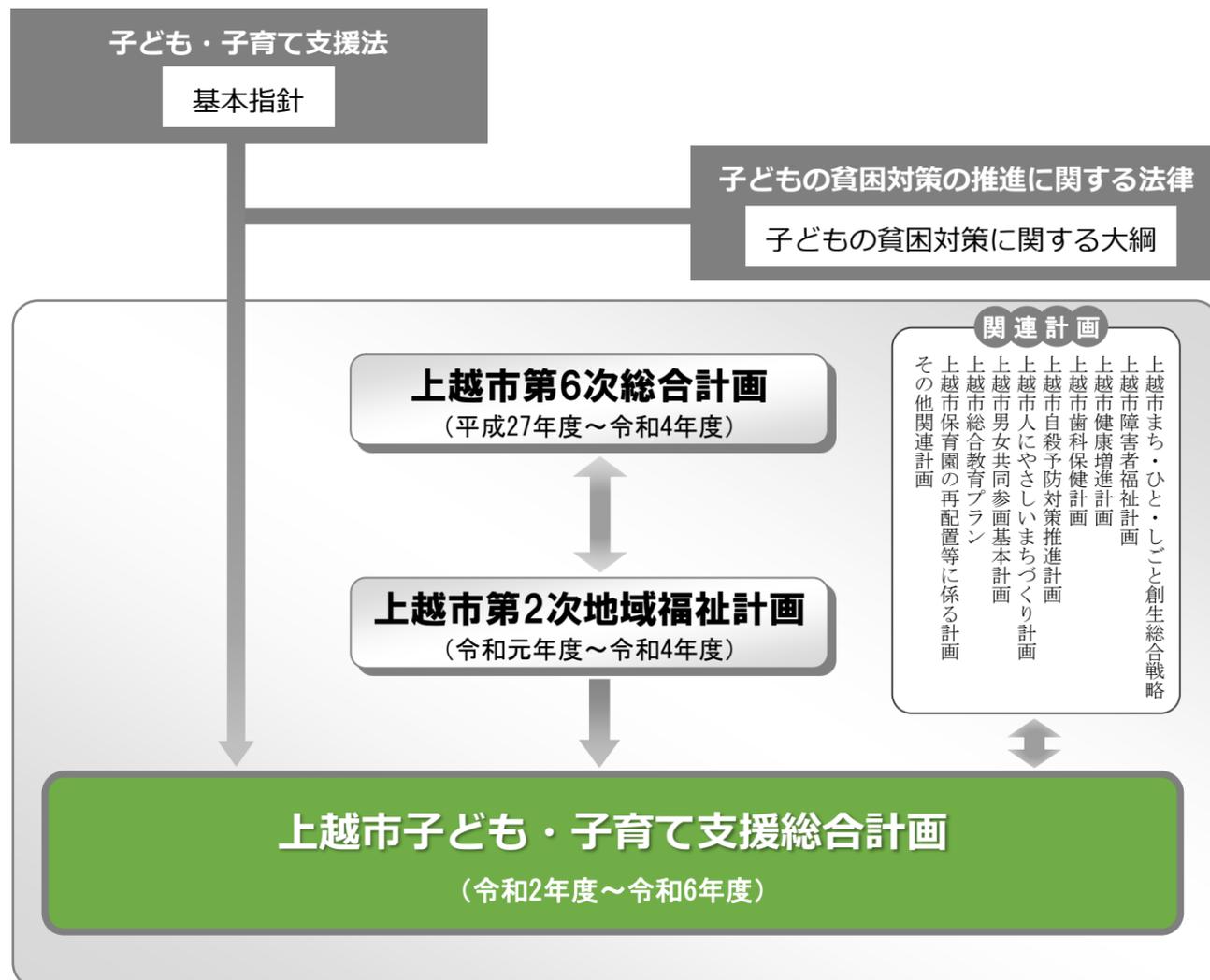
子ども・子育て支援施策を着実に推進するため、計画に搭載した各種取組の進捗状況を把握し、年度毎の実施状況及び成果を検証していく必要があります。

本資料は、計画に基づく子ども・子育て支援に関連する様々な取組について、その進捗状況を「上越市子ども・子育て会議」において点検し、結果を公表するために作成するものです。

計画で定める基本理念「みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来」の実現に向け、よりよい子ども・子育て支援施策が展開できるよう各種取組を着実に実施していきます。

2 計画の法的根拠と位置付け

計画は、当市における子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものであり、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」並びに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を包含するとともに、当市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」と福祉分野の上位計画である「第2次地域福祉計画」並びに関連計画と整合を図った計画です。



3 計画の基本的な考え方

□ 計画の基本理念

みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来

みんなで育む

全ての子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく成長していくためには、子育て家庭だけではなく、町内会、学校、企業、行政等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、身近な地域の中で周囲の人たちが、子どもを優しくあたたかく見守り、子どもの声を聴き、支えていくことが大切です。

子どもの笑顔 ・ 輝く未来

全ての子どもが、明るくいいきとした笑顔で、自分の未来に希望をもってすこやかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。それは、未来を担う子どもたちが自分の可能性を信じ、たくましく成長し、やがて地域を支え、輝かしい未来を創造する人材となってほしいという思いでもあります。

□ 計画の基本目標

基本目標1

子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

子どもが、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。

市は、子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進するとともに、家庭環境を問わず、すべての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。

また、乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援や養育支援の充実を図ります。

基本目標2

安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

保護者が、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。

市は、子どもを安心して産み育てられるように、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減及び子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な保育環境の充実と多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。

また、母子保健事業の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。

基本目標3

地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、家庭・地域・学校等が協力して子どもを育む体制を強化する必要があります。

地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるとともに、地域の中で、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。

基本目標4

社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。

また、男女を問わず仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。

経済的・家庭的に困難な状況にある子どもや保護者が適切な支援を受けることができるよう、切れ目のない支援の継続と社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく体制を強化します。

4 施策の展開

計画「第4章 施策の展開」に記載している主な取組及び子ども・子育て支援関連施策に基づく取組は「子ども・子育て支援関連事業名等」のとおりです。
「子ども・子育て支援関連事業名等」に掲げる取組のうち、名称の先頭に「*-*-*」と付番しているものは進捗管理を行う取組です。

基本理念	基本目標	基本施策	子ども・子育て支援関連事業名等		
みんなが育む子どもの笑顔・輝く未来	基本目標 1 子どもが自分らしく、すこやかに成長できる環境の整備	1-1 子どもの権利の普及・啓発	1-1-1 子どもの権利に関する啓発 1-1-4 人権に関する講話会等への講師の派遣 同和教育研修指定地区制度による同和教育の取組	1-1-2 子どもの権利学習 子ども・子育て支援の関係機関等に対する研修 教員の指導力向上	1-1-3 学校における人権教育への支援 上越市学校同和教育推進協議会による取組等 人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出
		1-2 子どもの居場所づくり	1-2-1 謙信KIDSプロジェクト 1-2-4 若者の居場所 (Fit)	1-2-2 夏休み☆子どもつどいのひろば こどもの家・児童館・児童遊園の管理運営	1-2-3 子どもの居場所づくり
		1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	1-3-1 放課後等デイサービス 1-3-4 児童発達支援事業 保育園・幼稚園巡回訪問事業	1-3-2 障害児日中一時支援 上越市自立支援協議会	1-3-3 重症心身障害者緊急短期入所居室確保事業 グループホームや地域生活支援拠点等の整備
	基本目標 2 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築	2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減	2-1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業 2-1-4 子育てジョイカード事業 2-1-7 奨学金貸付事業 障害児福祉手当 児童手当給付事業 就学援助費 (特別支援教育就学奨励費)	2-1-2 ひとり親家庭等医療費助成事業 2-1-5 保育料及び給食費の軽減 2-1-8 通学援助費 特別児童扶養手当 未熟児養育医療給付事業	2-1-3 母子家庭等の自立支援 2-1-6 私立高等学校学費助成補助金 2-1-9 就学援助費 (要保護及び準要保護児童生徒援助費) 不妊不育治療費助成事業 児童扶養手当給付事業
		2-2 家庭と地域の子育て力の向上	2-2-1 産前・産後ヘルパー派遣事業 2-2-4 子育て支援情報の提供 2-2-7 親子コミュニケーション支援 2-2-10 訪問指導事業 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備	2-2-2 こどもセンター 2-2-5 家庭教育支援講座 2-2-8 利用者支援事業 保育園や子育て関連施設における相談の実施	2-2-3 子育てひろば 2-2-6 ファミリーサポートセンター 2-2-9 助産師健康相談事業 命・きずなを考える講座
		2-3 保育環境の充実	2-3-1 通常保育事業 保育園通園バス運行事業	2-3-2 保育園の再配置等 看護師等雇用補助	2-3-3 保育園の環境改善
		2-4 多様な保育サービスの提供	2-4-1 延長保育事業 2-4-4 病児保育事業 障害児保育事業	2-4-2 一時預かり事業 2-4-5 病後児保育事業 休日保育事業	2-4-3 ファミリーヘルプ保育園 2-4-6 放課後児童クラブ 障害児一時保育事業
		2-5 母子保健の充実	2-5-1 すくすく赤ちゃんセミナー 2-5-4 妊婦一般健康診査 2-5-7 フッ化物塗布事業 むし歯予防教室	2-5-2 妊産婦新生児訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 2-5-5 乳幼児健康診査事業 休日・夜間診療所 ブラッシング指導会	2-5-3 離乳食相談会 2-5-6 予防接種事業 フッ化物洗口事業 (保育園・幼稚園)
	基本目標 3 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化	3-1 学校教育環境の充実	3-1-1 学校規模の適正化 3-1-4 不登校児童生徒適応指導教室 就学相談 外国語指導助手による語学指導	3-1-2 学校施設整備事業 3-1-5 外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業 特別支援学級 教育相談事業 (教職員の研修の充実、相談支援体制の整備)	3-1-3 学習指導支援事業 やすづか学園運営費補助事業 特別支援教育巡回相談事業
		3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進	3-2-1 防犯教室 3-2-4 地域青少年育成会議 3-2-7 防犯灯の整備・維持管理事業 子育てバリアフリー施設の認定 上越緑の少年団 図書館における読み聞かせ	3-2-2 交通安全教室 3-2-5 安全安心まちづくり推進パトロール 3-2-8 110ばん協力車制度 ボランティアだよりキッズ 職場体験の実施 図書館における子ども向け図書資料の充実	3-2-3 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール) 3-2-6 安全メール 3-2-9 保育園地域活動事業 民生委員・児童委員、主任児童委員活動 青少年健全育成センター事業 少年スポーツ活動育成事業
	基本目標 4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済	4-1-1 上越市要保護児童対策地域協議会 4-1-4 学校問題解決支援プロジェクトチーム (JAST) いじめ等に関する調査委員会の設置 児童養護施設 (若竹寮)	4-1-2 子どもの虐待予防推進事業 児童虐待に関する研修 配偶者からの暴力 (DV) 被害者及びその同伴児への支援	4-1-3 いじめ問題対策協議会 いじめ防止対策等専門委員会 母子生活支援施設
		4-2 相談支援体制の充実	4-2-1 すこやかにくらし相談窓口 4-2-4 女性相談 発達相談室「すてっぷ」	4-2-2 思春期電話相談 4-2-5 子どもほっとライン	4-2-3 外国人相談 4-2-6 若者ほっとライン
		4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進	4-3-1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発 4-3-4 女性の再就職支援セミナー	4-3-2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 4-3-5 企業における再雇用制度導入の普及啓発	4-3-3 職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発 父子手帳
		4-4 子どもの貧困対策の推進	1-1-2 子どもの権利学習 1-2-3 子どもの居場所づくり 2-1-2 ひとり親家庭等医療費助成事業 2-1-5 保育料及び給食費の軽減 2-1-8 通学援助費 2-2-3 子育てひろば 2-3-2 保育園の再配置等 2-4-3 ファミリーヘルプ保育園 2-4-6 放課後児童クラブ 4-1-1 上越市要保護児童対策地域協議会 4-2-5 子どもほっとライン	1-2-1 謙信KIDSプロジェクト 1-2-4 若者の居場所 (Fit) 2-1-3 母子家庭等の自立支援 2-1-6 私立高等学校学費助成補助金 2-1-9 就学援助費 (要保護及び準要保護児童生徒援助費) 2-2-6 ファミリーサポートセンター 2-4-1 延長保育事業 2-4-4 病児保育事業 2-5-2 妊産婦新生児訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 4-1-4 学校問題解決支援プロジェクトチーム (JAST) 4-2-6 若者ほっとライン	1-2-2 夏休み☆子どもつどいのひろば 2-1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業 2-1-4 子育てジョイカード事業 2-1-7 奨学金貸付事業 2-2-2 こどもセンター 2-3-1 通常保育事業 2-4-2 一時預かり事業 2-4-5 病後児保育事業 3-1-4 不登校児童生徒適応指導教室 4-2-1 すこやかにくらし相談窓口
			本施策に係る事業は、1-1から4-3の各施策に基づき実施する事業と重複するため、進捗管理表は作成しません。		

基本目標 1
子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事 業		地域 子ども 子育て 支援事 業	子ども の貧困 対策	
1-1 子どもの権利の普及・啓発													
1-1-1	子どもの権利に関する啓発	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて「子どもの権利講座」を開催し、子どもの権利を大切にすることを意識づくりを推進する。	子どもの権利講座の開催回数 <現状値：R1> 6回	【7回】 保育園及び幼稚園の保護者会並びに小・中学校PTAを対象に開催するほか、各地区民生委員協議会へ開催の呼びかけを行う。開催に当たり、CAP・じょうえつと連携して取り組む。						こども課	○		
1-1-2	子どもの権利学習	子どもの年齢に応じた内容で子どもの権利学習を行い、自らの権利意識を高め、お互いの権利を大切にしたい気持ちや人を思いやる心を育む。 市立小・中学校において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用した授業を行う。	「えがお」を使用した子どもの権利学習を実施する学校数 <現状値：R1> 全市立小・中学校	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。						こども課	○		○
1-1-3	学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、上越市学校教育実践上の重点説明会において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実させ、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努める。	研修参加校数 <現状値：R1> 全72校	【全72校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに各校から参加者を出し、研修成果を各校に持ち帰り共有する。						学校教育課	○		
1-1-4	人権に関する講話会等への講師の派遣	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、「第4次人権総合計画」に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	実施小学校区数 <現状値：R1> 17小学校区	【16小学校区】 保護者や地域住民等に対して人権を考える講話会を実施し、人権問題に対して市民から正しい理解を深めてもらい、意識の向上を図る。						社会教育課			
1-2 子どもの居場所づくり													
1-2-1	謙信KIDSプロジェクト	子どもたちが様々な体験活動を通して、当市の特色を知り、味わうことで、興味・関心を高めたり、同じ講座に集まった違う学校、違う年齢の子ども同士で交流を深め、仲間づくりを行う。	参加者の自己目標達成度 <現状値：R1> 96%	【95%以上】 未来を支える人づくりのため、市内の小学生を対象に、豊富な地域の資源や人材を活用した体験活動を実施する。						社会教育課	○		○
1-2-2	夏休み☆子どもつどいのひろば	公民館などを会場に、子どもたちが自由に活動する機会を提供し、公民館を身近に感じてもらうとともに、すこやかに育つ環境づくりを進める。	利用人数 <現状値：R1> 1,230人	【1,195人以上】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供する。						社会教育課	○		○
1-2-3	子どもの居場所づくり	「地域の居場所づくり」に向けた検討や「子ども食堂」の新規開設を目指す市民団体等に対する立ち上げ支援や食材調達のサポートなどを行う。	子どもの居場所づくりに対する相談件数 <現状値：R1> 0件	【3件以上】 地域における子どもの居場所づくりに関する取組について周知を行うとともに、新規開設を目指す市民団体等に対し、関係機関等と連携を図り、必要な情報提供や運営の支援を行う。						こども課	○		○
1-2-4	若者の居場所 (Fit)	困難を抱える15歳（義務教育終了）以降の若者に寄り添い、「居場所」での生活や学習、体験活動等の支援を中核として、ひきこもりへの発展や長期化を防ぎ、自立のための活力や社会性の育成を目指す。	居場所の利用人数 (継続支援者を含む) <現状値：R1> 4人	【5人以上】 居場所での支援内容を広報やホームページで周知する。 上越市親の会の充実を図り、居場所での支援の理解を深め、利用へと結びつける。						青少年健全育成センター	○		○

基本目標 1
子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業			担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】		計画書 掲載事業	地域 子ども 育て支 援事業	子ども の貧困 対策
1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実												
1-3-1	放課後等デイサービス	小・中学校に就学している障害のある子どもに対し放課後等に、子どもの状況に合わせた療育支援等を行い、生活能力の向上と社会との交流の促進を図る。	利用申込数に対する受入率 <現状値：R1> 100%	【100%】 各放課後等デイサービス事業所の特性をいかにしながら、利用者のニーズに沿ったサービス提供を行う。					福祉課	○		
1-3-2	障害児日中一時支援	日中に介護者がいないため一時的に見守り等が必要な障害のある子ども等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う。	利用申込数に対する受入率 <現状値：R1> 100%	【100%】 放課後等デイサービスの定員超過時における一時預かりのニーズに対応する。					福祉課	○		
1-3-3	重症心身障害者緊急短期入所居室確保事業	医療機関における病床の一部を、緊急短期入所用として常時確保する。	受入病床数 <現状値：R1> 2床	【2床】 緊急時の受入れに対応するため、病床を常時確保する。					福祉課	○		
1-3-4	児童発達支援事業	発達に不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、療育支援が必要な乳幼児に対し、適切に支援するほか、園訪問等を通して早期支援につなげる取組を進める。	個別支援計画の作成割合 <現状値：R1> 100%	【100%】 療育支援が必要な子ども全員に対して個別支援計画を作成する					こども発達支援センター	○		

○：達成
△：一部未達成
×：未達成

A：拡充・新規
B：継続
C：縮小・廃止

基本目標 2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業		担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目		計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事 業	地域子 ども子 育て支 援事業
2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減											
2-1-1	妊産婦・子ども医療費助成事業	疾病の早期発見と早期治療の促進及び子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み、育てやすい環境整備の推進を図る。 【妊産婦医療費助成】 妊産婦に係る医療費の自己負担金を助成する。 【子ども医療費助成】 入院・通院ともに0歳～高校卒業相当の子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。 小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生に係る医療費については、完全無料化とする。	申請漏れ件数 <現状値：R1> 0件	【0件】 妊娠届や出生届、転入届等の手続きにあわせて、制度を周知するとともに、住民基本台帳の異動情報を確実にチェックし、適正に助成が受けられるよう取り組む。 子ども医療費について、令和2年9月から完全無料化の対象を市民税非課税世帯の小学生まで拡大する。				子ども課	○		○
2-1-2	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費の助成を行い、疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図る。	申請漏れ件数 <現状値：R1> 0件	【0件】 市民課等と連携し、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届出等の手続きにあわせて、ひとり親家庭等の支援に関する周知を行う。 ホームページや広報上越（年2回）での制度周知・案内を行う。				子ども課	○		○
2-1-3	母子家庭等の自立支援	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。 また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等を行う。	制度周知回数 <現状値：R1> 2回	【2回以上】 ひとり親家庭等に対し、現況届の通知時に各種給付金等に関するチラシを同封するとともに、ホームページの活用、手当の申請に係る相談時における周知などにより、自立に向けた取組を図っていく。				子ども課	○		○
2-1-4	子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、企業の協力を得て、商品の割引や特典などのサービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	新規協賛店舗数 <現状値：R1> 新規9店舗	【5店舗以上】 広報上越に協賛店の募集記事を掲載するとともに、未協賛企業に対し募集チラシを送付するなど、個別に協賛を促す。 今後の事業展開の参考とするため、利用状況の把握や協賛企業のニーズ等のアンケート調査を実施する。				子ども課	○		○
2-1-5	保育料及び給食費の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、保育料の軽減を行うとともに、給食費の実費徴収にかかる軽減制度を実施する。	子育て家庭の経済的負担軽減	【子育て家庭の保育料及び給食費に係る経済的負担が軽減されている状態】 2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を独自に支援する。				保育課	○		○
2-1-6	私立高等学校学費助成補助金	私立高等学校に在学している生徒の保護者のうち市・県民税所得割の合計が一定額に満たない世帯に対する学費を助成する。	助成率の拡充	【昨年度より助成率が拡充された状態】 施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を拡充することで、より多くの、私立高等学校に在学している生徒の保護者の、経済的負担軽減を図る。				教育総務課	○		○
2-1-7	奨学金貸付事業	経済的な理由により進学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与する。	制度周知回数 <現状値：R1> 3回	【年2回】 予約募集、在学募集時に広報上越や市ホームページに募集案内を掲載するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。				学校教育課	○		○
2-1-8	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	制度周知回数 <現状値：R1> 2回	【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行う。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないようにする。				学校教育課	○		○
2-1-9	就学援助費（要保護及び準要保護児童生徒援助費）	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	制度周知回数 <現状値：R1> 3回	【年3回】 全児童生徒に制度案内を年3回配布する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。				学校教育課	○		○

基本目標2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業			担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】		計画書 掲載事業	地域 子ども 育て支援 事業	子ども の貧困 対策
2-2 家庭と地域の子育て力の向上												
2-2-1	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良等のために家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	事業利用状況 <現状値：R1> 100%	【100%】 委託事業所を調整し、利用希望に対し、ヘルパー派遣を実施する。					健康づくり推進課	○	○	
2-2-2	こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合 <現状値：R1> 90%	【90%以上】 オーレンプラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、親子の交流の場を提供するとともに、子育て相談や情報提供等を行い、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催する。					こども課	○	○	○
2-2-3	子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言のほか、親子向けのイベント等を開催する。	事業への満足度 子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じる割合 <現状値：R1> 82%	【82%以上】 子育てひろばを市内24か所に開設し、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。					こども課	○	○	○
2-2-4	子育て支援情報の提供	子育て支援webサイト「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	アクセス件数 <現状値：R1> 129,737件	【130,000件以上】 子育てに関するお知らせやイベント等の情報を迅速に掲載するとともに、メールやツイッターによる子育て情報を随時発信する。 広報上越やこどもセンターの催しなどで「上越市子育て応援ステーション」について、広く周知する。					こども課	○		
2-2-5	家庭教育支援講座	保護者を対象に、家庭教育にかかわる講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	実施地区数 <現状値：R1> 28地区	【28地区】 28地区公民館において、保護者等を対象に家庭教育に関する講座を行う。					社会教育課	○		
2-2-6	ファミリーサポートセンター	・地域の子育ての相互援助活動を支援するため、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。 ・仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、低所得世帯の保護者に対し、ファミリーサポートセンターの利用料を助成する。	提供会員の紹介率 <現状値：R1> 100%	【100%】 依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越や市ホームページ等に募集案内を掲載するとともに、チラシやポスターの設置や各種団体や公民館事業等の参加者を対象に事業の紹介を行う。 提供会員が速やかに援助を行えるよう、養成講座を年4回開催する。 低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成する。					こども課	○	○	○
2-2-7	親子コミュニケーション支援	乳幼児健診受診者、保育園・幼稚園・認定こども園入園児の保護者、こども発達支援センター利用者の保護者等を対象に、講座やグループワーク等を通して保護者が子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切な関わりができるよう支援する。	参加者アンケート結果で気持ちに変化があった保護者等の割合 <現状値：R1> 89%	【90%以上】 保護者が子どもの特徴や行動、子どもとのより良い関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。					すこやかなくらし包括支援センター	○		
			参加者アンケート結果で乳幼児健診の話で参考になったことがあると答えた保護者等の割合 <現状値：R1> 93%	【90%以上】 乳幼児健診において発育発達に応じた関わり等について健康教育や保健指導を行う。					健康づくり推進課	○		
			参加者アンケート結果で参加してよかったと感じた保護者等の割合 <現状値：R1> 100%	【90%以上】 丁寧な親子コミュニケーション支援に参加した保護者が子どもの特性にあわせた関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。					こども発達支援センター	○		

基本目標 2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業					令和3年度事業			担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 掲載事業		地域 子ども 子育て 支援事業	子どもの 貧困 対策	
2-2-8 利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行う。	利用者の相談に対して、必要な助言・連絡・調整等ができた割合 <現状値：R1> 100%	【100%】 利用者の相談に対して、必要な助言、連絡、調整等を行うほか、子育てに関する各種施設やサービス等を紹介するハンドブックを作成し、子育て家庭等に広く周知する。保育園の入園に関するセミナーや妊娠中、又は妊娠を考えている方を対象にした産後に関するセミナーを実施する。						こども課		○		
2-2-9 助産師健康相談事業	電話及び来所による相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児、不妊や更年期などの各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	相談内容に応じて、必要な助言・連絡・調整等ができた割合 <現状値：R1> 100%	【100%】 電話及び来所相談を通して、相談者の悩みを傾聴し、具体的な対応についての助言などを行い、不安の軽減を図る。						健康づくり推進課				
2-2-10 訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	家庭訪問実施状況 <現状値：R1> 1,039件	【800件以上】 発育・発達・栄養等に悩んでいる保護者や産後うつ病のリスクの高い産婦に対し、訪問による相談支援を行う。						健康づくり推進課				

○：達成
△：一部未達成
×：未達成

A：拡充・新規
B：継続
C：縮小・廃止

基本目標 2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業		担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目		計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事業	地域 子ども 育て支援 事業
2-3 保育環境の充実											
2-3-1	通常保育事業	乳児又は幼児を保育することで、子育て家庭の負担軽減や保護者の就労支援を行う。また、将来に渡って持続可能な保育園等の運営ができるよう、関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組む。	待機児童数 ＜現状値：R1＞ 0人	【0人】 保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。 年度途中の入園希望に柔軟に対応するため、関係機関と連携し保育士の人材確保に取り組む。				保育課	○		○
2-3-2	保育園の再配置等	「上越市保育園の再配置等に係る計画」に基づき、公立保育園の民営化及び一部保育園の統合整備を行う。	民間移管に向けて手続きする園数 ＜現状値：R1＞ 4園	【4園】 令和3年度に行う合同・引継保育が実施可能な状態となるよう、保護者代表を含む関係者調整会議において調整を図るほか、移管先事業者と引継協議を重ねる。				保育課	○		○
2-3-3	保育園の環境改善	老朽化した設備の更新や園舎及び敷地内の維持・改善を図り、安全で安心な保育環境を整備する。	個所付け修繕工事等の件数 ＜現状値：R1＞ 工事請負 28件 営繕修繕 13件 備品修繕 1件	【工事請負1件 営繕修繕55件 備品修繕6件】 突発的な修繕に対応し、公立保育園の保育環境維持と改善を図っていく。 私立保育園が行う施設整備費を補助し、子どものすこやかな成長に資する環境の整備を推進する。				保育課			
2-4 多様な保育サービスの提供											
2-4-1	延長保育事業	通常の保育時間終了後も保育が必要な児童を対象に延長保育を行う。	利用申込に対する受入率 ＜現状値：R1＞ 100%	【100%】 延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。				保育課	○	○	○
2-4-2	一時預かり事業	保護者が就労や疾病等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった児童の保育を行う。	利用申込に対する受入率 ＜現状値：R1＞ 100%	【100%】 保育園・オーレンプラザこどもセンターにおいて、一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。				保育課 こども課	○	○	○
2-4-3	ファミリーヘルプ保育園	就労・疾病・介護・災害・リフレッシュ等により、緊急又は一時的に保育することができない保護者に代わり保育を行うファミリーヘルプ保育園を運営する。	利用申込数に対する受入率 ＜現状値：R1＞ 100%	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整え、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。				保育課	○	○	○
2-4-4	病児保育事業	病気の回復期に至っていないため、集団保育が困難な乳幼児等に対して一時保育を行う。	利用申込数に対する受入率 ＜現状値：R1＞ 100%	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。				保育課	○	○	○
2-4-5	病後児保育事業	病気の回復期にあるため、集団保育が困難な乳幼児等に対して一時保育を行う。	利用申込数に対する受入率 ＜現状値：R1＞ 100%	【100%】 病気の回復期の子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。				保育課	○	○	○
2-4-6	放課後児童クラブ	共働き家庭など、昼間保護者がいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。	利用申込数に対する受入率 ＜現状値：R1＞ 100%	【100%】 就労等で昼間保護者がいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供して健全育成を図ることで、保護者が安心して預けることができる環境を整える。				学校教育課	○	○	○

基本目標 2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業		担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目		計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事業	地域 子ども 子育て 支援事業
2-5 母子保健の充実											
2-5-1	すくすく赤ちゃんセミナー	参加者アンケート結果で講話内容が理解できたと答えた参加者の割合 ＜現状値：R1＞なし	【100%】 妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供及び生活習慣病に関する保健指導を行う。 令和2年度より理解度を確認するアンケートを実施。					健康づくり推進課	○		
2-5-2	妊産婦新生児訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握や保健指導を行う。 ＜現状値：R1＞99.2%	【99%以上】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、育児不安等に対し、訪問指導を通して具体的な助言を行う。					健康づくり推進課	○	○	○
2-5-3	離乳食相談会	乳児の保護者が身体計測や食生活や生活リズム等の生活習慣の振り返りを通して、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。 ＜現状値：R1＞72.2%	【80%以上】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行う。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行う。					健康づくり推進課	○		
2-5-4	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。 ＜現状値：R1＞98.8%	【100%】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行う。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を行う。					健康づくり推進課		○	
2-5-5	乳幼児健康診査事業	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。 ＜現状値：R1＞98.1%	【98%以上】 適切な時期に乳幼児健診を実施し、疾病や異常の早期発見に努める。また、保護者自身が子どもの発育発達を確認できるよう支援する。					健康づくり推進課			
2-5-6	予防接種事業	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。 ＜現状値：R1＞96.29%	【90%以上】 感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防を図る。					健康づくり推進課			
2-5-7	フッ化物塗布事業	幼児期における歯質の向上とむし歯予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を行う。 ＜現状値：R1＞7.8%	【10%以下】 1歳から3歳までの間、半年ごとにフッ化物塗布を実施する。					健康づくり推進課			

基本目標3
地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事 業		地域子 ども子 育て支 援事業	子ども の貧困 対策	
3-1 学校教育環境の充実													
3-1-1	学校規模の適正化	子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、学校の規模及び配置の適正化に取り組む。	複式学級の解消に向けた方策の検討	【複式学級の存在する学校等において、その解消に向けた方策・進め方の検討が保護者・地域とともに行われている状態】 複式学級の存在又は今後発生が見込まれる学校の保護者・地域との意見交換を行う。各学校の実態や保護者・地域の意向等を踏まえ、適正な方策を検討する。						教育総務課	○		
3-1-2	学校施設整備事業	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、老朽化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全の確保及び快適な教育環境を整備する。	学校等施設整備計画に基づいた改修工事の実施 ＜現状値：R1＞ 小学校：4校 中学校：2校	【小学校：3校、中学校：1校】 学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事を計画的に実施する。						教育総務課	○		
3-1-3	学習指導支援事業	教育補助員、介護員、LD指導員を配置し、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	教育補助員、介護員、LD指導員の資質向上を図る研修会等の実施 ＜現状値：R1＞ 2回	【1回】 児童生徒の特性理解や個に応じた支援方法が得られるよう、研修会や情報交換会を実施する。						学校教育課	○		
3-1-4	不登校児童生徒適応指導教室	不登校児童・生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や社会的に自立することができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	適応指導教室の利用状況 ＜現状値：R1＞ 相談件数 109件 通室人数 28人 延べ日数 1,299日	【相談数、通室数、通室日数の増加】 適応指導教室を周知し、個々の状況に寄り添った相談を行うと共に、関係機関と連携した対応と個別指導、体験活動の実施を通して、自己肯定感を高め、自立心を育てる。						教育センター	○		○
3-1-5	外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業	外国人児童生徒の学校生活の充実や学力を保證するため、日本語支援と教科指導のサポート体制を構築し、基礎的・基本的な知識の習得を支援する。	日本語指導が必要な児童生徒への支援状況 ＜現状値：R1＞ 27人 (小学生17人、 中学生10人)	【日常会話を可能とする】 市立学校に就学している児童生徒で、日本語支援が必要なすべての児童生徒に対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援を実施する。						学校教育課	○		
3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進													
3-2-1	防犯教室	保育園児・幼稚園児及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法を指導する。	防犯教室実施園数、小・中学校数（独自で実施している園等を含む） ＜現状値：R1＞ 68園 51小学校	【すべての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が実施されている状態】 保育園や小学校に対して防犯教室の実施を周知し、計画的に取り組む。 独自で指導・教育を実施している保育園などの取組内容を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査を行い、必要に応じて指導・助言をする。						市民安全課	○		
3-2-2	交通安全教室	保育園児・幼稚園児及び小・中学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通ルールの基礎や交通事故防止のための知識を指導する。	交通安全教室実施園数、実施小・中学校数（独自で実施している園等を含む） ＜現状値：R1＞ 68園 51小学校 24中学校	【すべての保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教育が実施されている状態】 保育園や小・中学校に対して交通安全教室の実施を周知し、計画的に取り組む。 独自で指導・教育を実施している保育園などの取組内容を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査を行い、必要に応じて指導・助言をする。						市民安全課	○		

基本目標3
地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業			担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】		計画書 記載事 業	地域子 ども子 育て支 援事業	子どもの 貧困 対策
3-2-3	学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）	市立全幼・小・中学校の校（園）長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する学校運営協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関する研修会と情報交換会の実施 <現状値：R1> 4回	【年4回以上実施】 コミュニティ・スクールの充実に向けた意図的・継続的な研修会と情報交換会を実施する。					学校教育課	○		
3-2-4	地域青少年育成会議	地域青少年育成会議活動事業交付金により各育成会議の活動を支援するとともに、地域学校協働本部事業による地域と学校との連携・協働した活動を促進する。	育成会議構成員や地域学校協働活動推進員同士の資質向上を図る研修会等の実施 <現状値：R1> 4回	【年3回以上実施】 意見交換会や研修会等の実施回数を年3回以上実施					社会教育課	○		
3-2-5	安全安心まちづくり推進パトロール	青色回転灯装備車によるパトロールを子どもたちの下校時に合わせて行う。	走行距離数 <現状値：R1> 29,239 km	【28,700Km】 防犯専門官、安全教育指導員等が子どもたちの下校時刻にあわせたパトロールを週3回以上実施する。					市民安全課			
3-2-6	安全メール	市内で発生した災害、火災のほか、防犯、交通安全に関する情報をメールで配信し、被害の拡大を防止する。	登録者数 <現状値：R1> 13,780人	【15,500人】 市HPや広報等を活用して、市民に安全メールへの登録を呼び掛ける。 警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を提供する。 SNS（Facebook及びTwitter）を活用した配信を開始する。					市民安全課			
3-2-7	防犯灯整備・維持管理事業	集落間の通学路における防犯灯の整備及び維持管理を行い、歩行者等の交通安全及び犯罪の防止を図る。	防犯灯新設数 <現状値：R1> 東城町1丁目地内ほか4か所	【必要な箇所に設置されている状態】 上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき、必要な箇所に防犯灯を設置するとともに、既設防犯灯を適切に維持管理する。					市民安全課			
3-2-8	110ばん協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカー貼付し、日常的にしながらパトロールを行う。	登録台数 <現状値：R1> 5,389台	【登録台数：5,600台】 市HPや広報等を活用して、市民や事業所に対して、110ばん協力車への登録を呼び掛ける。					市民安全課			
3-2-9	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う私立保育園及び認定こども園に補助金を交付する。	事業実施園割合 <現状値：R1> 100%	【100%】 市内すべての保育園において、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流事業を実施し、児童の社会性を育成する。					保育課			

基本目標 4
社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	担当課	計画書 記載事 業	地域子 ども子 育て支 援事業	子ども の貧困 対策
4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済												
4-1-1	上越市要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童、特定妊婦へ適切な支援を行うため、関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークを構築し、支援対象児童等に関する情報共有や支援内容の協議を行い、適切な保護や支援を図る。	状況に応じた適切な支援の実施	関係機関と連携し、時期を逸することなく状況に応じた支援を実施する。						すこやかなくらし包括支援センター	○	○
4-1-2	子どもの虐待予防推進事業	町内会、園・学校等の保護者、民生委員等を対象に、児童虐待の発生予防及び早期発見を目的とした「子どもの虐待予防前講座」等を行うなど、市民に対する普及啓発を図る。年々増加する児童虐待事案に対応するため、地元の大学と連携し、子ども向け虐待防止リーフレットを作成するなど、虐待の発生予防や早期発見に向けた取組を強化するとともに、家庭相談員を増員し、相談支援体制の強化を図る。	子ども向け虐待防止リーフレットの作成	子ども向け虐待防止リーフレットを作成し、市内の小学校、中学校、高校へ配布する。						すこやかなくらし包括支援センター	○	
4-1-3	いじめ問題対策協議会	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、子ども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営する。	いじめ問題対策協議会の開催 <現状値：R1> 2回	【2回】 各機関の取組の成果と課題を共有し、相互に補充しながらいじめ問題に対処する。						学校教育課	○	
4-1-4	学校問題解決支援プロジェクトチーム（JAST）	いじめや不登校、虐待などの問題に対し迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を行う。	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携し、解消が図られた割合 <現状値：R1> 49%	【前年度より向上】 問題の解消率の前年度より向上を目指す。						教育センター	○	○
4-2 相談支援体制の充実												
4-2-1	すこやかなくらし相談窓口	子どもから障害のある人、高齢者まで全ての人を対象とした「すこやかなくらし相談窓口」を子どもの育ちに関する包括的なワンストップの相談窓口として、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯に対する継続的かつ包括的な相談支援を行う。	相談内容に応じた適切な支援の実施	子どもの育ちに関する相談について、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。						すこやかなくらし包括支援センター	○	○
4-2-2	思春期電話相談	上越助産師会の助産師が電話相談や来所相談により、思春期における知識の普及や不安の軽減を図る。	相談内容に応じた保健指導の実施	電話相談等を通して、性に関することなど思春期における悩みを傾聴し、知識の普及や不安の軽減を図る。						健康づくり推進課	○	
4-2-3	外国人相談	外国人が抱える子育て、教育などを含む様々な問題に対し、関係機関と連携し、課題の解決に向けた支援を行う。	相談内容に応じた適切な支援の実施	外国人市民が安心して暮らせる環境を整備するため、上越市国際交流センターの相談窓口の開設時間の拡充及び72言語に対応する自動翻訳機の導入、オンラインによる相談の実施により、相談機能を強化する。						共生まちづくり課	○	
4-2-4	女性相談	配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係の悩みなど様々な問題に対し女性相談員が相談を行う。	相談内容に応じた適切な支援の実施	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援を行う。						男女共同参画推進センター	○	
4-2-5	子どもほっとライン	24時間・年中無休の相談電話「子どもほっとライン」での電話相談を通して、児童・生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに援助・助言し、問題の解消や改善を図る。	相談電話の受理件数と対処状況 <現状値：R1> 受理件数 108件 苦情件数 0件	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。						学校教育課	○	○
4-2-6	若者ほっとライン	義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行う。	相談対応延べ件数 <現状値：R1> 196件	【250件以上】 若者支援に従事する指導員を増員し、相談・支援の充実を図る。若者の居場所（Fit）を開設し、相談から居場所での自立支援につなげる取り組みを充実する。						社会教育課	○	○

基本目標 4
社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業					令和3年度事業		担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】		計画書 記載事業	地域 子ども 子育て 支援事業	子ども の貧困 対策
4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進												
4-3-1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発	情報紙の発行、及び講座の開催 情報紙の発行や各種講座の開催を継続的に実施することにより、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図る。	【情報紙:4回、講座:10講座】 情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。						男女共同参画推進センター	○		
4-3-2	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座を開催することにより、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。	【1講座以上】 ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。						男女共同参画推進センター	○		
4-3-3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発	国・県等と連携し、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進にかかる各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を行う。	【3件以上】 事業者等に対して、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発のためのセミナーの開催や、企業への普及啓発を行う。						産業政策課	○		
4-3-4	女性の再就職支援セミナー	女性が再就職しやすい環境づくりに向け、関係機関との情報共有や協議、調整を行うとともに、関係機関と連携し、女性の再就職支援セミナーを開催する。	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援する。						産業政策課	○		
4-3-5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	【広く認知されている状態】 育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき措置について、市ホームページを活用して周知・啓発を行う。						産業政策課	○		